

注意喚起

輸入業者・通関業者各位

平成23年3月10日
経済産業省関東経済産業局

輸入承認証の的確な管理について

先般、水産物の輸入承認を受けて通関する貨物のうち、輸入承認証(I/L)で承認されている通貨以外で通関を行った事案が発生しました。

輸入承認証の金額が例えば米ドルであるが、契約変更等により円建てで輸入通関したい場合は、当該承認証を発行した経済産業局又は通商事務所へ事前に内容変更の申請を必ず行って下さい。

金額で輸入承認するものは、『ぶり・さんま・貝柱及び煮干し』(輸入割当証明書の番号の頭がGF-(AE)-)及び『水産物』(同 KF-(AE)-)の2種類です。

なお、他の項目についても輸入承認証の記載事項に変更があった場合は、必ず内容変更申請を行って下さい。

また、下記のような事案も発生しておりますので併せてお知らせします。

< 注意喚起 輸入割当品目に係る輸入承認数量・金額の的確な管理について

平成22年2月26日 経済産業省農水産室 :経済産業省HPより抜粋>

先般、水産物の輸入割当・承認を受けて通関する貨物のうち、輸入承認証(I/L)で承認されている数量・金額を超えて輸入通関を行った事案が発生しました。

輸入数量・金額は、原則として送状数量・金額(インボイスに記載されている全量・全額)により確認します。しかし、輸入通関時に現品の数量・金額が送状数量・金額を超過する場合には、現品の数量・金額が輸入数量・金額となる場合があります。

このため、輸入承認証(I/L)の数量・金額の残量を的確に把握し、特に個々の輸入に際して、現品の数量・金額が送状数量・金額を超える場合には、輸入承認証(I/L)の数量・金額を超えないことを確認してください。

その際、輸入数量・金額の考え方について、ご不明な点がありましたら、農水産室水産班までお問い合わせください。

なお、輸入承認数量・金額を超えて輸入通関を行った場合、外国為替及び外国貿易法違反として罰則(5年以下の懲役若しくは罰金又は併科)に処せられることがあるほか、行政制裁(1年以内の輸入禁止)が科されることがあります。十分ご注意ください。

また、輸入割当品目に係る輸入に関し、輸入承認証(I/L)で承認されている数量・金額を超える等により事後審査を受けた者については、次の輸入割当申請時に、再発防止策の実施状況について確認するため、関係書類の提出を求めることがあります。